

## 第10章 景観

### 10.1 眺望景観写真

現地調査において撮影された眺望景観は、写真 10.1.1 から写真 10.1.13 に示すとおりです。

<p>春季 (平成 29 年 4 月 23 日撮影)</p>	
<p>夏季 (平成 29 年 8 月 7 日撮影)</p>	
<p>秋季 (平成 29 年 11 月 1 日撮影)</p>	
<p>冬季 (平成 30 年 1 月 29 日撮影)</p>	

写真 10.1.1 眺望景観写真(1 諏訪市湖畔公園)

<p>春季 (平成 29 年 4 月 23 日撮影)</p>	
<p>夏季 (平成 29 年 8 月 7 日撮影)</p>	
<p>秋季 (平成 29 年 11 月 1 日撮影)</p>	
<p>冬季 (平成 30 年 1 月 28 日撮影)</p>	

写真 10.1.2 眺望景観写真(2 温泉寺)

<p>春季 (平成 29 年 4 月 23 日撮影)</p>	
<p>夏季 (平成 29 年 8 月 7 日撮影)</p>	
<p>秋季 (平成 29 年 11 月 1 日撮影)</p>	
<p>冬季 (平成 30 年 1 月 28 日撮影)</p>	

写真 10.1.3 眺望景観写真(3 立石公園)

<p>春季 (平成 29 年 4 月 23 日撮影)</p>			
<p>夏季 (平成 29 年 8 月 9 日撮影)</p>			
<p>秋季 (平成 29 年 11 月 1 日撮影)</p>			
<p>冬季 (平成 30 年 1 月 29 日撮影)</p>			

写真 10.1.4 眺望景観写真 (4 前宮公園)

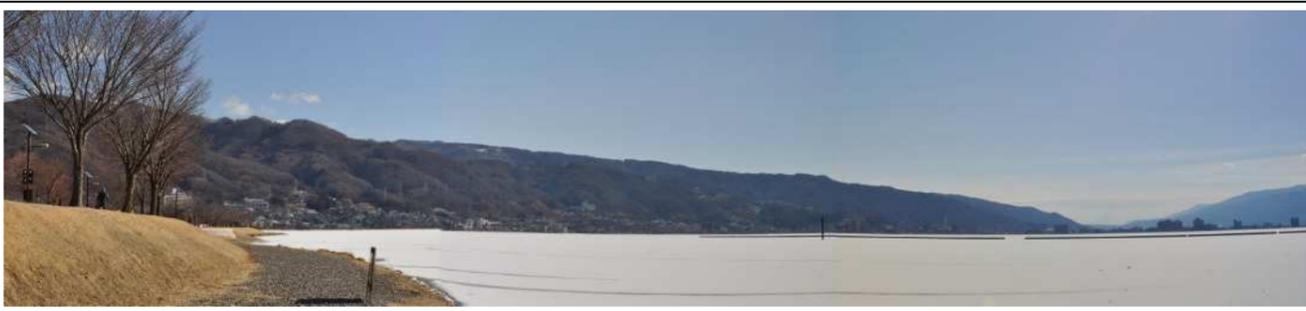
<p>春季 (平成 29 年 4 月 23 日撮影)</p>			
<p>夏季 (平成 29 年 8 月 7 日撮影)</p>			
<p>秋季 (平成 29 年 11 月 2 日撮影)</p>			
<p>冬季 (平成 30 年 1 月 29 日撮影)</p>			

写真 10.1.5 眺望景観写真(5 富士山眺望ポイント下諏訪町湖浜)

<p>春季 (平成 29 年 4 月 23 日撮影)</p>			
<p>夏季 (平成 29 年 8 月 7 日撮影)</p>			
<p>秋季 (平成 29 年 11 月 2 日撮影)</p>			
<p>冬季 (平成 30 年 1 月 29 日撮影)</p>			

写真 10.1.6 眺望景観写真(6 ハーモ美術館)

<p>春季 (平成 29 年 4 月 23 日撮影)</p>	
<p>夏季 (平成 29 年 8 月 11 日撮影)</p>	
<p>秋季 (平成 29 年 11 月 2 日撮影)</p>	
<p>冬季 (平成 30 年 1 月 28 日撮影)</p>	

写真 10.1.7 眺望景観写真(7 諏訪湖博物館・赤彦記念館)

<p>春季 (平成 30 年 4 月 7 日撮影)</p>	
<p>夏季 (平成 29 年 8 月 6 日撮影)</p>	
<p>秋季 (平成 29 年 11 月 1 日撮影)</p>	
<p>冬季 (平成 30 年 1 月 29 日撮影)</p>	

写真 10.1.8 眺望景観写真(8 諏訪湖 SA)

<p>春季 (平成 29 年 4 月 23 日撮影)</p>	
<p>夏季 (平成 29 年 8 月 7 日撮影)</p>	
<p>秋季 (平成 29 年 11 月 1 日撮影)</p>	
<p>冬季 (平成 30 年 1 月 28 日撮影)</p>	

写真 10.1.9 眺望景観写真(9 車橋歩道上(まちなか&田園コース))

<p>春季 (平成 29 年 4 月 23 日撮影)</p>	
<p>夏季 (平成 29 年 8 月 5 日撮影)</p>	
<p>秋季 (平成 29 年 11 月 2 日撮影)</p>	
<p>冬季 (平成 30 年 1 月 28 日撮影)</p>	

写真 10.1.10 眺望景観写真(10 足長神社)

<p>春季 (平成 29 年 4 月 23 日撮影)</p>	
<p>夏季 (平成 29 年 8 月 7 日撮影)</p>	
<p>秋季 (平成 29 年 11 月 1 日撮影)</p>	
<p>冬季 (平成 30 年 1 月 29 日撮影)</p>	

写真 10.1.11 眺望景観写真(11 御射宮司神社遺跡)

<p>春季 (平成 29 年 4 月 23 日撮影)</p>		
<p>夏季 (平成 29 年 8 月 7 日撮影)</p>		
<p>秋季 (平成 29 年 11 月 2 日撮影)</p>		
<p>冬季 (平成 30 年 1 月 28 日撮影)</p>		

写真 10.1.12 眺望景観写真(12 みはらし台公園)

<p>春季 (平成 29 年 4 月 23 日撮影)</p>	
<p>夏季 (平成 29 年 8 月 7 日撮影)</p>	
<p>秋季 (平成 29 年 11 月 2 日撮影)</p>	
<p>冬季 (平成 30 年 1 月 28 日撮影)</p>	

写真 10.1.13 眺望景観写真(13 城山)

## 第11章 廃棄物等

### 11.1 発生量の算出根拠について

対象事業により実施区域外に搬出する建設副産物は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材があり、これらの種類ごとの発生量概略推計結果は表 11.1.1に示すとおりです。

表 11.1.1 廃棄物等の予測結果

[単位：m<sup>3</sup>]

種類	発生量	実施区域での再利用率	実施区域外への搬出量
建設発生土	約 150 万	約 21 万	約 129 万
建設汚泥	約 6 万	-	約 6 万
コンクリート塊	約 430	-	約 430
アスファルト・コンクリート塊	約 880	-	約 880
建設発生木材	約 290	-	約 290

算出根拠について

#### ・建設発生土の算出方法

建設発生土は、掘削工事により発生する発生土を見積もり、掘削土をほぐした後の膨張量を加味して算出した。膨張率は、地山の土量に対して土砂を想定し 1.2 倍とした。

#### ・建設汚泥の算出方法

建設汚泥は、諏訪市四賀の橋梁工の場所打ち杭及び鋼管矢板で発生する量を見積もり、計画路線の工事による発生量を算出した。

#### ・コンクリート塊の算出方法

コンクリート塊は、既存の工作物（U 型・L 型側溝、開水路、函渠）の撤去量を見積もり、計画路線の工事による発生量を算出した。

#### ・アスファルト・コンクリート塊の算出方法

アスファルト・コンクリート塊は、撤去される道路（歩道含む）の面積を見積もり、計画路線の工事による発生量を算出した。

#### ・建設発生木材の算出方法

建設発生木材は、伐採による発生量とし、当該事業により発生する森林改変面積を見積もり、単位面積当たりの伐採量を 1m<sup>2</sup> あたり 0.018m<sup>3</sup> として設定し、全体の伐採量を算出した。